

医政総発 0217 第 2 号
令和 5 年 2 月 17 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の
一部改正について

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長あてに通知を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、ご了知のうえ、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

医政総発 0217 第 1 号
令和 5 年 2 月 17 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の
一部改正について

「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示」（令和 3 年厚生労働省告示第 347 号）附則第 2 条第 1 号の経過措置に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等並びに「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1 条第 3 号に基づき広告することができる薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格名等については、先に「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成 19 年 6 月 18 日付け医政総発第 0618001 号医政局総務課長通知。以下「平成 19 年通知」という。）をもって通知したところであるが、今般、下記のとおり平成 19 年通知の一部を改正したので通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知の別紙 3）の第 4 の 4（9）イ①dにあるように、「医師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門医）」のような形態を主に想定しているので、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内容となるよう、貴管下の医療機関・関係団体等に対する周知・指導等に当たっては特に留意されたい。

記

平成 19 年通知の別紙中、【薬剤師の専門性資格】の項のうち、「一般社団法人 日本医療薬学会」の項の次に次のように加える。

一般社団法人 日本緩和医療薬学会	緩和医療専門薬剤師	令和 5 年 2 月 17 日	(06)4256-6010
------------------	-----------	-----------------	---------------

以上